

岐阜都市計画再開発地区計画の決定（岐阜市決定）

都市計画吉野町五丁目東地区再開発地区計画を次のように決定する。

名称		吉野町五丁目東地区再開発地区計画	
位置		岐阜市吉野町五丁目、神田町九丁目、及び住田町二丁目の各一部	
面積		約 0.6ha	
区域の整備及び開発に関する方針	再開発地区計画の目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の高度利用と商業・業務系機能等の導入を進めることにより、駅前地区にふさわしい都市機能の整備更新を図る。 2 当地区の歩行者の交通機能と集客力を向上させることにより中心市街地の活性化を推進する。 	
	土地利用に関する方針	<p>駅至近という立地特性を活かして、商業・業務系機能等の集積を伴う土地の高度利用を目指すと共に、市の中心地としてのイメージを高めて、賑わいのある都心整備を図る。</p>	
	その他当該区域の整備及び開発に関する方針	<p>交通、商業、業務系の核である当地区に集散する歩行者の利便性を高めるために歩行者空間として公共空地を整備していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区南側においては壁面後退によって歩道と有機的に結びついた空間を確保して安全性、快適性を高める。 2 適切な駐車施設の確保を図ることによって、商業・業務施設等の立地を促進し、地区全体の集客力を高める。 	
主要な公共施設の配置及び規模		<ol style="list-style-type: none"> 1 歩道状空地（公共空地） 幅員 2m以上 延長約 80m 2 広場状空地（公共空地） 約 180 m² 	
再開発地区整備計画	建築物等に 関する 事項	地区の 区分	名称 商業・業務系地区
		面積	約 0.3ha
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10 分の 80	
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	10 分の 20	
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10 分の 8 ただし耐火建築物にあつては 10 分の 2 を加えた数値とする。	
	建築物の建築面積の最低限度	200 m ²	
壁面の位置の制	建築物の壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面の位置の制限を		

	限	<p>越えて建築してはならない。</p> <p>ただし公益上必要な建築物、或いは上空に設けられるデッキ、階段等これらに類する用途に供する部分についてはこの限りでない。</p> <p>なお、上階部分の壁面位置については、道路に面する下階部分の壁面位置が制限どおり道路境界から後退して定められ歩行者の空間を確保する場合、その他やむを得ない場合においては、下階部分の壁面より張り出して立体的に定めることができる。</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 1階南側及び西側については、外壁面の後退により歩道状空地を創出する。 2 建築物の西側については広場状空地を配置する。 3 2階南側については将来の駅前広場整備計画との整合性を考慮に入れた形態とする。 4 外壁等の色彩は周辺の環境に調和した色を基調とする。
	備考	